学校いじめ防止基本方針 平成30年7月1日 都城市立川東小学校

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立川東小学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

	8
	第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
	1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・2~3
	1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・2~3 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・3
	3 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・・3~4
	(1) いじめの防止や早期発見・・・・・・・・・・・4
	(2) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・4
	(3) 地域・家庭・関係機関との連携・・・・・・・・・・4
	第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
	1 いじめの防止等のための組織・・・・・・・・・・・4
	2 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進・・・・・・5
	3 いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・・5
	(1) アンケート調査や教育相談の実施・・・・・・・・・5
	(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応・・・・・・5
	(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実・・・・・6
	(4) 加害者や傍観者に対する支援・・・・・・・・・・・6~7
	(5) いじめの解消となる二つの要件・・・・・・・・・7
	4 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・8
	(1) 校長のリーダーシップによる対応・・・・・・・・8
	(2) 道徳教育や人権教育の充実・・・・・・・・・・・8
	(3) インターネット上のいじめへの対策・・・・・・・・9
	(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用・・・・・・・9~10
	(5) 校内の相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・10
	(6) 都城市ならではの取組の充実・・・・・・・・・・10
	5 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・10
	(1) 重大事態の意味や具体例・・・・・・・・・・・10
	(2) 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・10~11
	第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
	1 基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・・・・・・・11 2 ホームページ等での公開・・・・・・・・・・・・・11
	第4 参考資料
	資料1 学校いじめ防止プログラム・・・・・・・・・・12
	資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント・・・・12
	資料3 いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン・13
	資料 4 教室や家庭でのいじめのサイン・・・・・・・・・14
	資料 5 いじめに対する措置・・・・・・・・・・・15
1	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

- 第2条 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚 部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、 未成年後見人)をいう。
- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに 該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件 が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員によることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、 その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行 った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような 場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味 したうえで対応する必要がある。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為や児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が被害も加害も経験することも少なくない。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることに配慮する。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも留意し、集団全体に、いじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周 知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの児童にでも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ

問題に対して万全の体制で臨みます。

○ 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止や早期発見

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

また、いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、 日頃から、児童の言動や人間関係に留意するとともに、何らかのいじめのサインを 見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(2) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

(3) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭とが連携をします。例えば、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進します。

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局)との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催など、情報共有体制を整備します。

教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局都城支局など学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりします。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、生徒指導対策委員会(いじめ不登校等対策委員会)を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

○ 定例会 … 全職員

○ 緊急時 … 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、

特別支援教育コーディネーター、関係教諭等

【活 動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 配慮が必要な児童への支援方針決定
- 各関係機関との連携・支援方針の確認
- 2 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進
 - (1) 児童が主体となった活動
 - ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間 を通じて設けます。
 - ソーシャルラーニングプランの実施
 - 学級活動での話合い活動の実施
 - 異学年交流 (フレンドリータイム) の実施
 - 集団登校の実施(各支部の協力による)
 - 縦割り清掃活動の実施
 - ボランティア活動の推進
 - 小中一貫教育の推進(朝のあいさつ運動等)
 - イ 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
 - 児童会による議題箱の設置
 - 特別活動等における児童同士の相談活動の推進
 - ウ いじめへの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、児童自身の手で 企画実施します。
 - 学習会の実施
 - 児童会による運動会等の学校行事の企画提示
- 3 いじめの防止等に関する措置
 - (1) アンケート調査や教育相談の実施
 - ア 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談週間(個別の教育相談の時間)の設定
 - いじめの相談窓口の周知
 - イ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケー ト調査を実施します。
 - 学校独自のいじめに関するアンケートや校内研究用アンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施
 - (2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応
 - ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめ の行為をすぐに止めさせます。
 - いじめられている児童や通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とした 措置をとります。

○ いじめの事実について管理職及び生徒指導主事(いじめ不登校対策委員会を 構成するいずれかの職員)に速やかに通報します。

イ 情報の共有

○ アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校 対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直 ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員の ほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる学年・学級の児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相 談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有 を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で 決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び 支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。

(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

- 学校を離れた場所での教育活動における指導を行うため、地域の関係団体や、 都城市青少年育成センターや児童相談所、放課後子ども教室など、連携・協 働する体制づくりに努めます。
- (4) 加害者や傍観者に対する支援
 - 加害者や傍観者に対する指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える

- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して、真摯に受け止め、精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、その ためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合等への支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り 添う熊度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(5) いじめの解消となる二つの要件

○ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他

の事情も勘案して判断する場合があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) が止んでいる状態が相当の期間継続していることです。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校長又は生徒指導対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを意味します。

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを教育相談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を負います。生徒指導対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察を続けます。

4 その他の留意事項

- (1) 校長のリーダーシップによる対応
 - 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を 図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力 して指導に取り組む実効性ある体制を確立します。

また、校長は、いじめの訴え等に基づき、教頭・生徒指導主事・学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、 逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切なフォローをします。

- (2) 道徳教育や人権教育の充実
 - 各教科、道徳、学級活動等の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育 を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
 - 教科や特別活動、道徳を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
 - 「いのちの教育」や「いのちの教育」週間の実施

(3) インターネット上のいじめへの対策

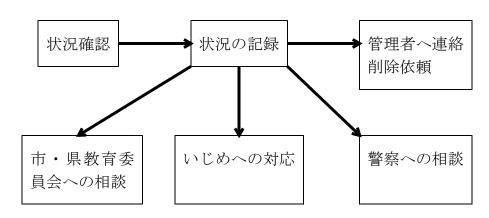
○ ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する等がネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

- ネットいじめの予防
 - ア フィルタリングや保護者の見守り等について、保護者への啓発を図ります。 (家庭内ルールの作成等)
 - イ 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。 ウ 児童を対象とした講演会等で、ネット社会についての講話(防犯)を実施し
 - エ インターネット利用に関する職員研修を実施します。
- ネットいじめへの対処

ます。

- ア 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロール等により、ネット いじめの把握に努めます。
- イ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

- いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。また、状況に応じて、スクールカウンセラー(SC)には、「心のケア」を中心とした支援を、ソーシャルワーカー(SSW)には、「取り巻く環境」に着眼した支援を積極的にしてもらいます。
 - ① 教育委員会との連携
 - ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
 - ② 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
 - ③ 福祉関係との連携
 - ・ スクールカウンセラー (SC)・スクールソーシャルワーカー (SSW) の活用 (教育委員会・南部教育事務所への依頼)

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言
- (5) 校内の相談窓口の設置
 - 児童とその保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができるよう、学校の相談窓口(教育相談担当)を児童と保護者等にお知らせします。 場合によっては、教育相談窓口から、各関係機関等につなぎ、解決に向けて取り組みます。
- (6) 都城市ならではの取組の充実
 - 都城市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止に向けて取組みます。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味について
 - 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に 対して行われるいじめにあることを意味します。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手します。
 - 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、調査・報告等に当たります。
- (2) 重大事態への対処
 - いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。
 - 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合等
 - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合

- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを 踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮し つつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し
 - (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

- (2) ホームページ等での公開
 - 策定した学校基本方針については、学校のホームページ上で公表します。